

企業結合規制の見直し案に対する意見

2011年4月4日

全国消費者団体連絡会 事務局長 阿南 久
〒102-0085 千代田区六番町15 プラザエフ6F
電話；03-5216-6024 FAX:03-5216-6036

〈意見〉

企業結合規制を緩和するための改正なのであれば、そのような「見直し案」の早急な決定に反対します。公正取引委員会には、今後とも独占禁止法の趣旨に則って厳正な企業結合審査を行い、消費者の利益を確保するよう希望します。

〈理由〉

1. 独占禁止法では、企業が合併によって、シェアを拡大し市場を独占することを禁止していますが、その理由は、企業の競争が減少し、より良い商品をより安く消費者に提供するという努力が損なわれ、消費者利益にとってマイナス効果をもたらすからです。

今回の見直し案では、「企業が国際競争力向上のために戦略的な事業再編を機動的に行う」ための具体策として、「事前相談の廃止」によって手続きのスピードを速めるなどの審査手続きの見直しや、どのような世界市場の状況であったら違法であるかの例示を追加するなどをはじめとした審査基準の改正案が示されています。

もともと「事前相談」は、企業結合が失敗に終わらないように、届け出前にさまざまな角度から十分な審査を担保するためのものであると考えます。「事前相談」を廃止することによって、これまでの企業結合審査においては認められなかったような合併についてまでも認められることになれば問題です。

また、審査基準を国際化に対応したものに充実させることは重要ですが、あくまでも国内消費者の利益を守る視点で考えることを前提にすべきであり、合併により企業が海外市場で競争力を持ったにしても、国内で価格が引き上げられたりするようなことになっては本末転倒です。

海外では、規制の緩和によって、シェアを大幅に拡大した企業が国内販売価格を引き上げている例があると聞いています。我が国においても、考えられないことはありません。

さらに、こうした新しい施策の実効性を担保するためには公正取引委員会の機能強化が不可欠です。

公正取引委員会の企業結合審査を緩めるような「見直し案」決定には反対です。もしそのような「見直し案」であれば再検討すべきと考えます。

2. 見直し論議が十分に行われたものであるかについては疑問を持ちます。

公正取引委員会は、2010年に閣議決定された「新成長戦略」と「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を受けて、「見直し案」策定に当たり、有識者等へのヒアリングや、経済団体との意見交換、経済産業省との意見交換を行ったとあります。

しかし、消費者団体等との意見交換会は行われていません。消費者の利益について十分に検討し

たとは言えないと思います。消費者の利益を害するような合併は認めてはなりません。

今回のような「独占禁止法」の基本的な事項に関わる検討は、公正取引委員会に「検討会」を設けるなどして、幅広い参加のもとで、慎重に進められるべきであると考えます。

【追記】審判制度廃止に関わる論議の進め方と今回の「見直し案」に関わる論議の進め方について

平成 21 年 6 月に「独占禁止法の一部を改正する法律」が成立しましたが、この時の附則・附帯決議、そして民主党政案集 INDEX2009 を踏まえ、政府は公正取引委員会が行う「審判制度」を全面的に廃止することを決めました。

私たち全国消費者団体連絡会は、平成 17 年の「独占禁止法」改正当時から、消費者の立場から積極的に意見表明やシンポジウム開催、国会要請を行ってきましたが、「審判制度」の廃止については、公正取引委員会の独立性と執行力を弱め、ひいては消費者利益に反するという立場から反対してきました。

「独占禁止法の一部を改正する法律案」が提出されたのは平成 21 年 2 月（最初は平成 20 年 3 月）でした。「審判制度」については、法律改正を検討するために設けられた、有識者らを構成メンバーとする「独占禁止法基本問題懇談会」が平成 19 年 6 月に出した「報告書」において、「平成 17 年度改正により導入された不服審査型審判方式は、処分の早期化・審判件数の減少等一定の効果をあげていると考えられることから、当面は、これを維持することが適当である。しかしながら行政審判は、行政過程において準司法的手続きを採用して被処分者に十分主張・立証の機会を与えることにより適正手続きを保障するとともに、紛争の専門的早期解決を図るものであるから、一定の条件が整った段階で、事前審査型審判制度方式を改めて採用することが適当である」と提言していました。

国会の論議は、こうした意見を全く無視したものであり、このような進め方には疑問を持たざるをえません。

今回の「見直し案」については、専門家や消費者団体、事業者団体が参加して検討する場すら設けられませんでした。

より幅広い国民の合意が得られるような、丁寧な運営が行われるよう心からお願いいたします。

以上